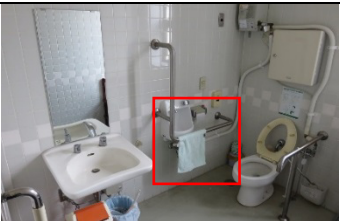
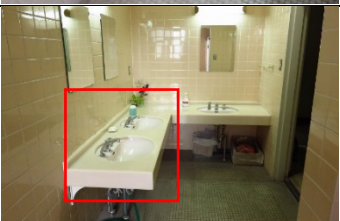
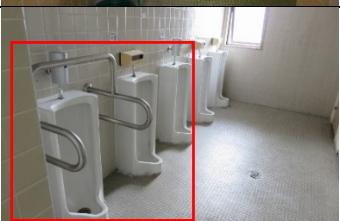
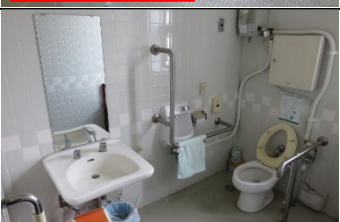
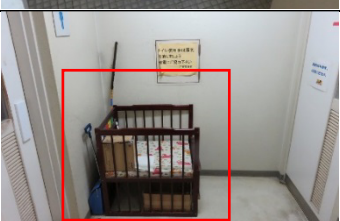
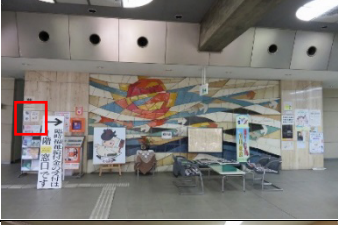
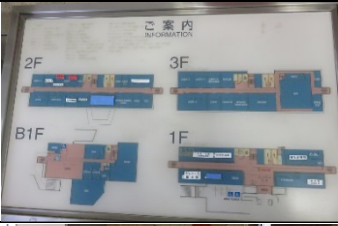
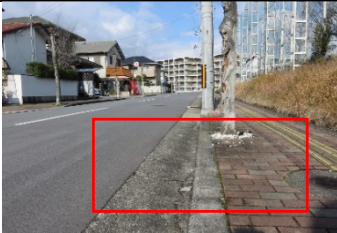


トイレ	オストメイトの設置		●オストメイトの有無を確認してください。 ・施設に1か所以上は、オストメイトを設置します。
	トイレの段差解消		●トイレに段差が無いか確認してください。 ・段差については、原則無しとします。
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化		●洗面台がユニバーサルデザイン化されているか確認してください。 ・洗面台のユニバーサルデザイン化については、各トイレ1つ以上適応してください。
	小便器に手摺りを設置		●小便器に手摺が設置されているか確認してください。 ・施設のトイレの1つ以上小便器に、手摺を設置してください。
	多目的トイレの設置		●多目的トイレの有無を確認してください。 ・施設に1つ以上の多目的トイレを設置してください。
	洋式トイレの設置		●洋式トイレの有無を確認してください。 ・施設のトイレの1つ以上は、洋式トイレを設置してください。
	乳幼児用設備設置		●乳幼児設備の有無を確認してください。 ・施設のトイレ1つ以上に、乳幼児用の設備を設置してください。
	トイレ用案内点字版の設置		●トイレ入り口に、トイレ内の案内板があるか確認してください。 ・各トイレの入り口に案内点字版を設置してください。

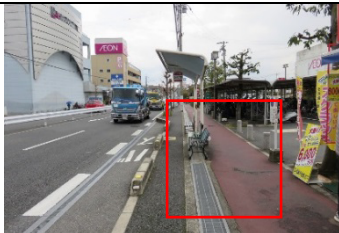
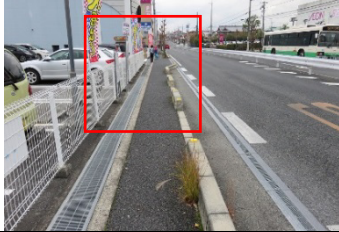
案内・誘導	誘導・案内版の設置・統一		●誘導・案内板の設置有無、デザインが統一されているか確認してください。 ・誘導・案内板については、原則設置していただき、また、誰でも見やすいデザインにして設置・統一してください。
	誘導サインの設置・改良		●誘導サインの設置の有無、見やすいデザインになっているか確認してください。 ・誘導サイン（例えば、トイレを示すもの等）については、誰でも見やすいデザインにして設置・改良してください。
	案内看板の設置		●案内看板の有無を確認してください。 ・案内板については、目的地がすぐにわかるようなデザインのものを設置してください。
	案内所の設置		●案内所の有無を確認してください。 ・案内所の設置や、インターフォンの設置など、移動が困難な人にすぐに対応できるようにしてください。
	案内図の設置		●施設案内図があるか確認してください。 ・施設に1つ以上の案内図を設置してください。設置する案内図については、点字で弱視の方でもわかるような工夫をしてください。
	入口に点字ブロックの設置		●入口に注意等を促す点字ブロックが設置されているか確認してください。 ・点字ブロックを置き、注意や誘導を行ってください。
	点字シートの設置		●手摺に点字シートが設置されているか確認してください。 ・手摺等に、位置等がわかるような展示シートを設置してください。各手摺端等に設置してください。
	点字ブロックの設置		●案内所等まで、点字ブロックが設置されているか確認してください。 ・点字ブロックについては、誘導案内（案内所など）ができる場所まで設置してください。

昇降関係	上下移動補助器具の設置		●昇降機が設置されているか確認してください。 ・2階建以上の建物については、上下移動補助器具（エレベーターやリフト）の設置を行ってください。
	エレベーターの設置		

2) 道路

対象箇所		実施すべき特定事業	調査・確認項目	
単路	段差・平坦性	車道と歩道の段差解消		●歩道がセミフラット方式になっているか確認してください。 ・基本的には、セミフラット方式とします。
		乗入部の平坦性確保		●乗入部において、平坦な部分が幅員2m以上確保されているか確認してください。 ・乗入部については、セミフラット化または、改良により平坦な部分の確保を行います。
	誘導・安全性の確保	点字ブロックの設置		●歩道に点字ブロックが設置されているか確認してください。 ・歩道については、原則点字ブロックを設置します。
		歩行空間の確保		●歩車分離がされているか確認してください。 ・基本的には歩車を分離してください。
		歩行者の安全な誘導		●歩車分離が困難な箇所において、歩行者の安全な誘導がなされているか確認してください。 ・歩車の分離が困難な場合については、歩行者専用路側帯を行うなどをして歩行者の安全な誘導を行ってください。
		歩道幅員の確保		●歩道幅員が2m以上確保されているか確認してください。 ・歩道の幅員については、2.0m以上とします。

		照明の設置		●照明が設置されているか確認してください。 ・平均路面照度 10Lx, 均斉度 0.2 を基準とします。
		障害物の撤去		●植栽柵等によって、歩道幅員が2 m以上確保できていない箇所を確認してください。 ・歩道幅員が確保されていない箇所においては、状況に応じ障害物を撤去してください。
交差点部	段差・平坦性	車道と歩道の段差及び勾配の解消による平坦化		●歩道がセミフラット方式になっているか確認してください。 ・基本的には、セミフラット方式とします。
		平坦性確保		●擦り付け部等において、平坦な部分が幅員2 m以上確保されているか確認してください。 ・乗入部については、セミフラット化または、改良により平坦な部分の確保を行います。
	誘導・安全性の確保	点字ブロックの設置		●歩道に点字ブロックが設置されているか確認してください。 ・交差点においては、危険を示す点字ブロックを設置してください。
		歩道幅員の確保		●歩道幅員が2 m以上確保されているか確認してください。 ・歩道の幅員については、2.0m以上とします。
		車両進入等の防止対策の実施		●車両進入等の防止対策がなされているか確認してください。 ・交差点部には、車両進入防止の車止め等の設置を行ってください。

バス停	誘導・安全性の確保	点字ブロックの設置		●バス乗降位置まで点字ブロックが設置されているか確認してください。 ・バス乗車口まで安全な誘導を行うための点字ブロックを設置してください。
		歩道幅員の確保		●バスを待つスペースとは別に、歩道幅員を確認してください。 ・バス停幅（乗降に要する幅）と歩道幅を確保してください。

3.3. 調査の実施

3.2.で確認していただいた調査項目を踏まえ、調査を実施してください。

1) 建築物・公園

対象箇所	実施すべき特定事業	調査内容
屋外 (施設入口、駐車場、玄関等)	スロープの改良	スロープを改良する箇所数を確認してください。
	スロープの設置	スロープを設置する位置や箇所数を確認してください。
	校庭、体育館、校舎までの平坦性の確保	平坦性が確保できていない箇所数や段差がある箇所数及び、その対策等を確認してください。
	正面玄関フロア一段差解消	段差解消を行う方法及び、箇所数を確認してください。
	出入口の段差解消	段差解消を行う方法及び、箇所数を確認してください。
	自動扉の設置	自動扉を設置する箇所数を確認してください。
	照明の設置	照明を設置する箇所数を確認してください。
	障がい者専用の駐車場設置	障がい者専用の駐車場を設置する箇所数を確認してください。
トイレ	オストメイトの設置	オストメイトを設置する箇所数を確認してください。
	トイレの段差解消	トイレの段差解消を解消する方法及び、箇所数を確認してください。
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化に関する方法及び、箇所数を確認してください。
	小便器に手摺りを設置	小便器に手すりを設置する箇所数を確認してください。
	多目的トイレの設置	多目的トイレの設置する箇所数を確認してください。
	洋式トイレの設置	洋式トイレの設置箇所数を確認してください。
	乳幼児用設備設置	乳幼児用設備を設置する箇所数を確認してください。
	トイレ用案内点字版の設置	トイレ用案内点字版を設置する箇所数を確認してください。
案内 ・誘導	誘導・案内版の設置・統一	誘導・案内版を設置する箇所数を確認してください。
	誘導サインの設置・改良	誘導サインを設置する箇所数を確認してください。
	案内看板の設置	案内看板を設置する箇所数を確認してください。
	案内所の設置	案内所を設置する箇所数を確認してください。
	案内図の設置	案内図を設置する箇所数を確認してください。
	入口に点字ブロックの設置	点字ブロックを設置する箇所数を確認してください。
	点字シートの設置	点字シートを設置する箇所数を確認してください。
	点字ブロック・シートの設置	点字ブロック・シートを設置する箇所数を確認してください。
	点字ブロックの設置	点字ブロックを設置する箇所数を確認してください。
昇降関係	上下移動補助器具の設置	上下移動補助器具を設置する箇所数を確認してください。
	エレベーターの設置	エレベーターを設置する箇所数を確認してください。

2) 道路

対象箇所		実施すべき特定事業	調査内容
単 路	段差・平坦性	車道と歩道の段差解消	セミフラット化をする延長、または乗入部の改良を行う箇所数を確認してください。
		乗入部の平坦性確保	
	誘導・安全性の確保	点字ブロックの設置	点字ブロックを設置する延長を確認してください。
		歩行空間の確保	歩道を設置する延長を確認してください。
		歩行者の安全な誘導	歩行者専用路側帯の対応を行う延長を確認してください。
		歩道幅員の確保	歩道幅員を拡張する延長を確認してください。
		照明の設置	照明を設置する箇所数を確認してください。
		障害物の撤去	障害物を撤去する箇所数を確認してください。
交 差 点 部	段差・平坦性	車道と歩道の段差及び勾配の解消による平坦化	セミフラット化をする延長、または乗入部の改良を行う箇所数を確認してください。
		平坦性確保	
	誘導・安全性の確保	点字ブロックの設置	点字ブロックを設置する延長を確認してください。
		歩道幅員の確保	歩道幅員を拡張する延長を確認してください。
バ ス 停	誘導・安全性の確保	車両進入等の防止対策の実施	車止め等を設置する箇所及び方法等を確認してください。
		点字ブロックの設置	点字ブロックを設置する延長を確認してください。
		歩道幅員の確保	歩道幅員を拡張する延長を確認してください。

3.4. 整備内容や実施年度を決定

3.3.で調査した結果を踏まえ、整備内容や個数、実施年度を決定してください。
整備内容や整備にあたってのおおよその費用については、参考資料に掲載しています。

3.5. 内容を記入様式に記載

3.4.で決定した整備内容や個数、実施年度を記入様式に記載してください。

記入様式については、3.6.で記載しております事務局より配布（プリントアウトした記入様式、希望に応じ、ワードデータで提供）させていただきます。

なお、記載方式については、以下の2つの方法のどちらかで行ってください。

- ①配布したプリントアウトした記入様式にボールペン等で記入してください。
- ②提供したワードデータに記入してください。

3.6. 事務局に提出

記入していただいた特定事業計画記入様式を、下記河合町バリアフリー推進協議会事務局まで、提出してください。提出については、メール、郵送、FAX、持参での提出が可能です。

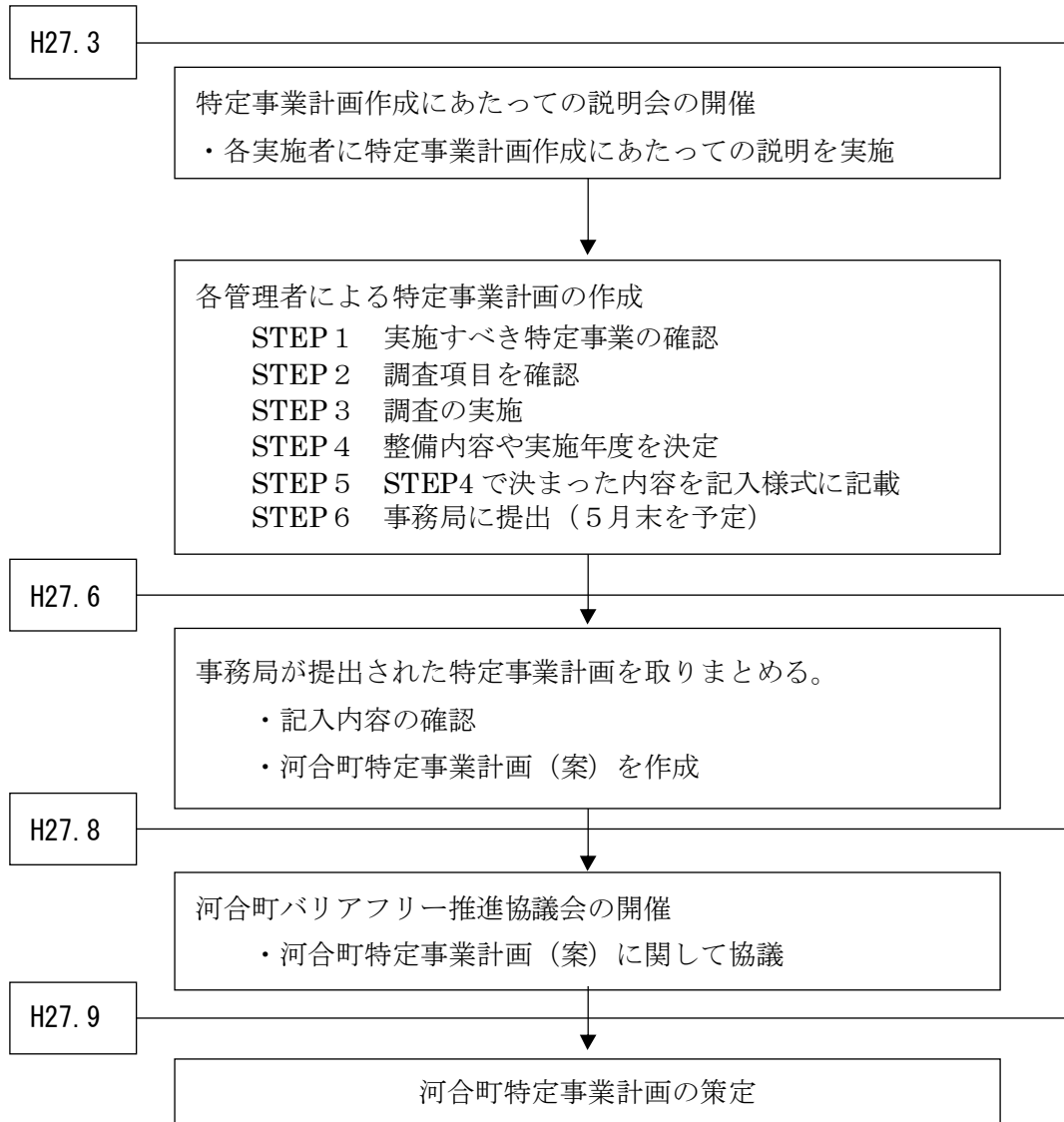
提出先

河合町バリアフリー推進協議会事務局：河合町役場 まちづくり推進部 まちづくり推進課
住所：〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号（役場1階南側 入口左手側奥）
TEL：0745-57-0200 FAX：0745-56-4007 E-mail：machi@town.kawai.lg.jp

記入していただいた特定事業計画の様式については、平成27年5月末までに提出してください。

4. 今後のスケジュールについて

特定事業計画作成に当たっては、以下のスケジュールで作成する予定です。



5. ご不明な点のお問い合わせについて

特定事業計画の作成にあたりご不明な点などが生じた場合には、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

河合町バリアフリー推進協議会事務局

(河合町役場 まちづくり推進部 まちづくり推進課)

〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

TEL : 0745-57-0200

FAX ; 0745-56-4007

E-mail : machi@town.kawai.lg.jp

参考(1) 対策方法例及び事業の概算

以下に、対策方法例及び事業費の概算（工事費や諸経費等を除く）を示す。

対象箇所	実施すべき特定事業	対策方法例
屋外 （施設入口、駐車場、玄関等）	スロープの改良	(1) スロープの設置 ・簡易スロープ（3万円～） (2) かさ上げ ・段差部分かさ上げ（0.6万円～）※1㎡あたり
	スロープの設置	
	校庭、体育館、校舎までの平坦性の確保	
	正面玄関フロア一段差解消	
	出入口の段差解消	(3) 自動扉の設置 ・自動扉の設置（29万円～）
	自動扉の設置	
	照明の設置	(4) 照明の設置 ・照明の設置（6万円～）
	障がい者専用の駐車場設置	(5) 駐車場路面表示 ・駐車場路面表示の変更（2.5万円～）
トイレ	オストメイトの設置	(6) オストメイトの設置 ・オストメイト（在来工法）（22万円～） ・オストメイト（電気温水器付）（50万円～）
	トイレの段差解消	(1)、(2) 参照
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	(7) 洗面台 ・洗面台のユニバーサルデザイン化（11.5万円～） (8) 車椅子用鏡 ・車椅子用鏡の設置（1.4万円～） (9) センサー式自動水洗 ・センサー式自動水洗の設置（1.2万円～）
	小便器に手摺りを設置	(10) 手摺の設置 ・手摺の設置（7万円～）
	多目的トイレの設置	(11) 多目的トイレの設置 ・多目的トイレの設置（215万円～）
	洋式トイレの設置	(12) 洋式トイレの設置 ・洋式トイレの設置（20万円～）
	乳幼児用設備設置	(13) 乳幼児用設備の設置 ・ベビーシートの設置（15万円～） ・ベビー専用チェアの設置（7万円～）
	トイレ用案内点字版の設置	(14) 点字版の設置 ・案内点字版の設置（49万円～）
	案内・誘導	(15) 案内看板の設置 ・案内看板の設置（0.5万円～） (16) 誘導サインの設置 ・誘導サインの設置（0.4万円～） (17) 案内図の設置 ・点字案内板（壁掛型）（49万円～） 案内所の設置 人員の対応方法等により異なる。 (18) 点字ブロックの設置
案内・誘導	誘導・案内版の設置・統一	
	誘導サインの設置・改良	
	案内看板の設置	
	案内図の設置	
	案内所の設置	
	入口に点字ブロックの設置	

	点字シートの設置	・点字ブロックの設置 (1.1 万円～/1 m ²) (19) 点字シートの設置 ・点字シートの設置 (2.4 万円～)
	点字ブロック・シートの設置	
	点字ブロックの設置	
昇降関係	上下移動補助器具の設置	(20) エレベーターの設置 ・エレベーターの設置 (400 万円～)
	エレベーターの設置	(21) 上下移動補助具の設置 ・上下移動補助具の設置 (73 万円～)

< 予算補助 >

I. 公共交通機関

1. 鉄道駅のバリアフリー化の推進

- ① 交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金 (予算額：国費 3,940 百万円の内数)
費用負担：鉄道事業者等 1／3、地方自治体 1／3、国 1／3
- ② 地下高速鉄道整備事業費補助 (予算額：国費 21,120 百万円の内数)
費用負担：公営事業者等 30%、地方自治体 35%、国 35%

2. ノンステップバス等の導入促進

- ・公共交通移動円滑化設備整備費補助 (予算額：国費 769 百万円)
費用負担：事業者 1／2、地方公共団体 1／4、国 1／4 等

II. 公共施設・市街地整備、住宅・建築物整備

- ・社会資本整備総合交付金 (予算額：国費 2 兆 2,000 億円の内数)
費用負担：道路地方公共団体 1／2、国 1／2 等
建築物事業者 1／3、地方公共団体 1／3、国 1／3 (民間事業の場合)

< 政策融資 >

- ・公共交通機関 (日本政策金融公庫による融資 [基準金利])

① バス関係 (ノンステップバス購入等)、② タクシー関係 (リフト付きタクシー購入等)

< 税制 >

1. 公共交通機関

- ① 交通バリアフリー設備 (航空機等) に係る法人税等の特別償却 (20%等)
- ② 駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る固定資産税の特例措置 (5 年間 2/3) 等
- ③ 低床型路面電車に係る固定資産税の特例措置 (5 年間 1/4)
- ④ 離島航路事業用の新造船隻に係る固定資産税の特例措置 (5 年間 1/6、その後 5 年間 1/3)

2. 住宅・建築物

- ① 認定特定建築物に係る法人税等の割増償却 (5 年間 10%)
- ② 住宅における一定のバリアフリー改修工事に係る所得税の税額控除 (5 年間借入金残高の 1%)

等

出典：共生社会政策 (内閣府) HP の障害者施策より

(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_10/pdf/s4-2.pdf)

参考(2) 調査及び検討事例（河合町役場の調査実施例）

平成26年12月25日に河合町役場の調査を行った。

STEP1 実施すべき特定事業の確認

河合町バリアフリー基本構想の「実施すべき特定事業」を確認した。

河合町役場		用途：公共施設			所在地：河合町池部 1 丁目 1 番 1 号			
施設写真		整備内容			目標時期			備考
					短期	中期	長期	
		トイレの段差解消			○			
		トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化			○			
		案内所の設置						最寄りの職員が対応
		誘導サインの設置・改良			○			
		トイレ用案内点字版の設置			○			
バリアフリー 情報	スロープ	案内所※	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
								

STEP2 調査項目を確認

「実施すべき特定事業」を確認し、調査確認項目を把握した。

対象箇所	実施すべき特定事業	調査・確認項目
トイレ	トイレの段差解消	●トイレに段差が無い確認
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	●洗面台がユニバーサルデザイン化されている確認
	トイレ用案内点字版の設置	●トイレ入り口に、トイレ内の案内板がある確認
誘導・案内	誘導サインの設置・改良	●誘導サインの設置の有無、見やすいデザインになっている確認
	案内所の設置	●案内所または、屋外インターフォンの有無を確認

STEP3 調査の実施

調査内容を確認し、調査を行った。

対象箇所	実施すべき特定事業	調査・確認項目
トイレ	トイレの段差解消	トイレの段差解消を解消する方法及び、箇所数を確認してください。
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化に関する方法及び、箇所数を確認してください。
	トイレ用案内点字版の設置	トイレ用案内点字版を設置する箇所数を確認してください。
案内・誘導	誘導サインの設置・改良	誘導サインを設置する箇所数を確認してください。
	案内所の設置	案内所を設置する箇所数を確認してください。

調査した結果を以下に整理する。

①トイレの段差解消

	男子便所	女子便所
1 階	非適応（段差あり）	非適応（段差あり）
2 階	非適応（段差あり）	非適応（段差あり）
3 階	非適応（段差あり）	非適応（段差あり）
地下（2 か所）※	1）非適応（段差あり）	2）非適応（段差あり）※

※地下のトイレについては、男女兼用

※1）はエレベーター近くの便所、2）は西側階段近くの便所を示す（以下同様）

②トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化

	男子便所	女子便所
1 階（2 か所）	非適応	非適応
2 階（2 か所）	非適応	非適応
3 階（2 か所）	非適応	非適応
地下（2 か所）	1）非適応（段差あり）	2）非適応（段差あり）

③トイレ用案内点字版の設置

	男子便所	女子便所
1 階	非適応	非適応
2 階	非適応	非適応
3 階	非適応	非適応
地下（2 か所）	1）非適応（段差あり）	2）非適応（段差あり）

④誘導サインの設置・改良

	設置状況	備考（状況）
1 階	非適応	・トイレ等に誘導するサインが小さく見えにくい
2 階	非適応	・トイレ等に誘導するサインが小さく見えにくい
3 階	非適応	・トイレ等に誘導するサインが小さく見えにくい
地下	適応	・トイレに誘導するサインは見えにくい、エレベーターへの誘導は拡充していた。

⑤案内所の設置

案内所の設置については、「最寄りの職員が対応」するため、未調査

STEP4 整備内容や実施年度を決定

調査の結果以下の対応が必要であった。

対応	対応が必要な個数	整備する個数	備考
①トイレの段差解消	8	6※ ¹	
②トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	8	6※ ²	
③トイレ用案内点字版の設置	5※ ³	3※ ⁴	
④誘導サインの設置・改良	一式	一式	

※1：地下トイレについては、一般の方の利用は少ない為、整備を行わない。

※2：地下トイレについては、一般の方の利用は少ない為、整備を行わない。

※3：1～3階については、男子トイレ、女子トイレが近い為、1つの点字版で対応する。地下トイレについては、それぞれが離れているため、設置する場合は、2つ必要となる。

※4：地下トイレについては、一般の方の利用は少ない為、整備を行わない。

費用等を踏まえ、実施時期を決定した。

STEP5 STEP4 で決まった内容を記入様式に記載

整備対象	河合町役場	事業主体		河合町													
事業内容		事業量	事業費	事業の実施計画（年度）													備考
				28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	～		
ト イ レ	トイレの段差解消（スロープの設置）	6	—	→													
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化（自動水洗の設置、手すりの設置等）	6	—	→													
	トイレ用案内点字版の設置（各トイレに点字版を設置）	3	—	→													
誘 導 案 内	誘導サインの設置・改良（誘導サイン等の統一、見やすいデザインへの変更）	1	—	→													※1
	案内所の設置	—	—														※2
事業実施に際し配慮すべき重要事項（備考）																	
※1 誘導サインの設置・改良については、単一で実施したとしても効果が低いので、一式として実施する。																	
※2 案内所は設置しないが、入口付近にいる職員等が対応等を行う。その為、対応マニュアル等の作成を行い、適宜対応できる体制を作る。																	

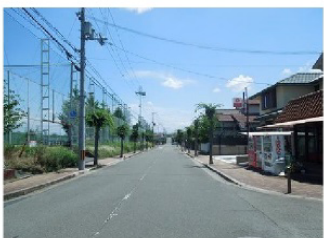
STEP6 事務局に提出(5月末を予定)

参考(3) 調査及び検討事例（町道 17-51 号線の調査実施例）

平成 26 年 12 月 25 日に町道 17-51 号線の調査を行った。

STEP1 実施すべき特定事業の確認

河合町バリアフリー基本構想の「実施すべき特定事業」を確認した。

町道 17-51 号線	具体項目	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	車道と歩道の段差解消			○	※1
	乗入部の平坦性確保			○	※1
	障害物の撤去			○	※2
	歩道幅員の確保			○	※2
	歩行空間の確保			○	※4
	歩行者の安全な誘導			○	※4

STEP2 調査項目を確認

「実施すべき特定事業」を確認し、調査確認項目を把握した。

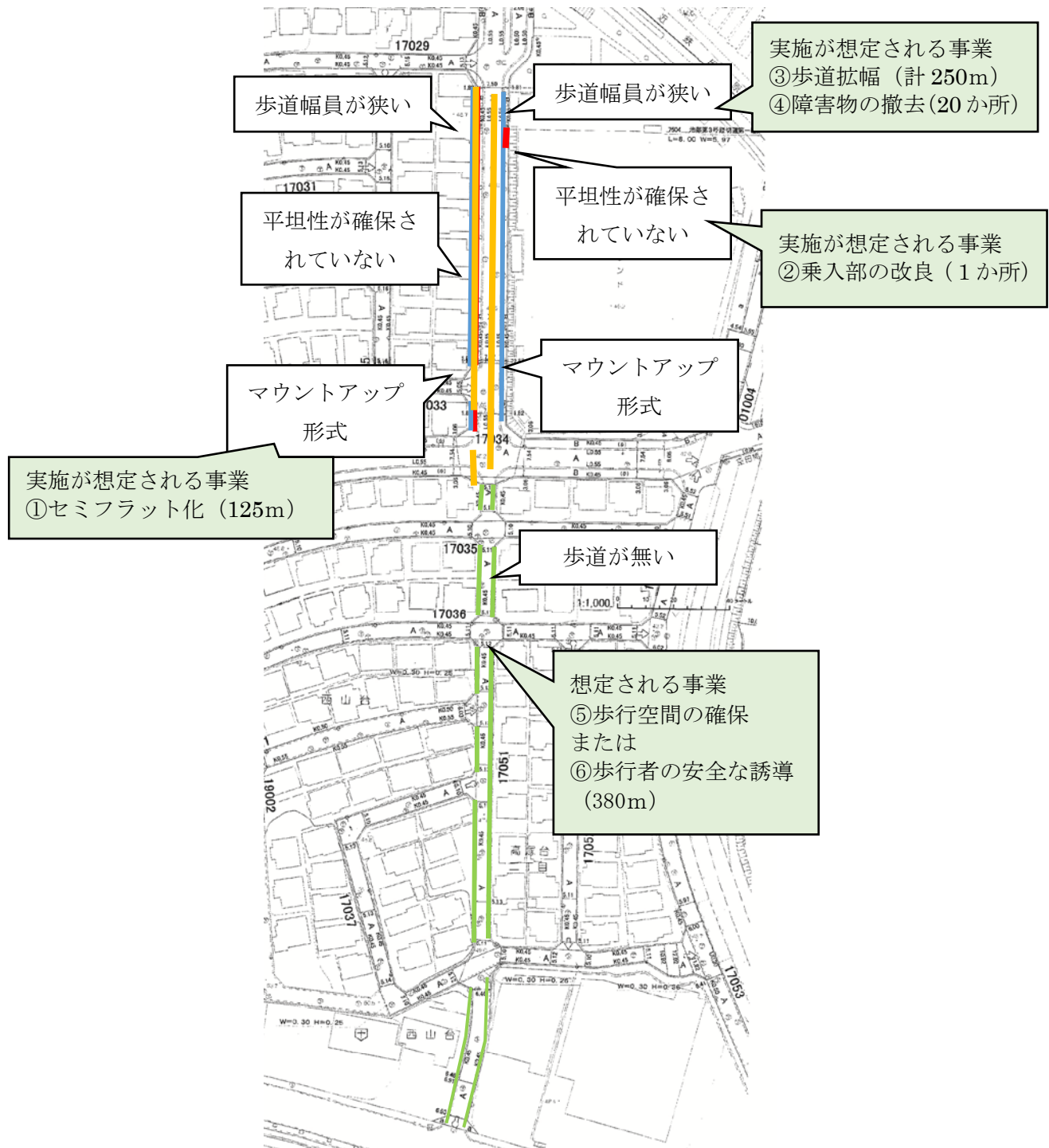
対象箇所		実施すべき特定事業	調査・確認項目
単路	段差・平坦性	車道と歩道の段差解消	●歩道がセミフラット方式になっているか確認してください。
		乗入部の平坦性確保	●乗入部において、平坦な部分が幅員 2 m 以上確保されているか確認してください。
	誘導・安全性の確保	歩行空間の確保	●歩車分離がされているか確認してください。
		歩行者の安全な誘導	●歩車分離が困難な箇所において、歩行者の安全な誘導がなされているか確認してください。
		歩道幅員の確保	●歩道幅員が 2 m 以上確保されているか確認してください。
		障害物の撤去	●植栽柵等によって、歩道幅員が 2 m 以上確保できていない箇所を確認してください。

STEP3 調査の実施

調査内容を確認し、調査を行った。

対象箇所	実施すべき特定事業	調査内容
段差・平坦性	車道と歩道の段差解消	セミフラット化をする延長、または乗入部の改良を行う箇所数を確認してください。
	乗入部の平坦性確保	
誘導・安全性の確保	歩行空間の確保	歩道を設置する延長を確認してください。
	歩行者の安全な誘導	歩行者専用路側帯等の対応を行う延長を確認してください。
	歩道幅員の確保	歩道幅員を拡張する延長を確認してください。
	障害物の撤去	障害物を撤去する箇所数を確認してください。

調査した結果及び対策手法の検討結果（STEP4）を以下に整理する。



①～⑥による対応が必要であったが、①～⑥においては、以下の検討課題がある。

	検討課題
①、②	車道部と歩道の段差解消、歩道部の平坦性確保、乗入れ部の平坦性確保については、現状及び将来の沿道土地利用や交通量を踏まえた上位計画の見直しや大規模改築が必要となる
③、④	歩道幅員の確保や障害物（植樹樹等）の撤去については、地元住民の理解や協力等の個別対応も必要になる。
⑤、⑥	歩行空間の確保、歩行者の安全な誘導については、歩車共存道路における車両通行幅員や交通運用等、警察や周辺住民等との協議・調整が必要となる。

STEP5 STEP4 で決まった内容を記入様式に記載

整備対象		町道 17-51 号線		事業主体		河合町												
事業内容			事業量	事業費	事業の実施計画（年度）												備考	
					28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	～		
単路	段差平坦性	車道と歩道の段差解消	—	—													→	※1
		乗入部の平坦性確保	—	—													→	※1
	誘導・安全性の確保	歩行空間の確保	—	—													→	※2
		歩行者の安全な誘導	—	—													→	※2
		歩道幅員の確保	—	—													→	※3
		障害物の撤去	—	—													→	※3
事業実施に際し配慮すべき重要事項（備考）																		
※1 車道部と歩道の段差解消、歩道部の平坦性確保、乗入れ部の平坦性確保については、現状及び将来の沿道土地利用や交通量を踏まえた上位計画の見直しや大規模改築が必要となる ※2 歩行空間の確保、歩行者の安全な誘導については、歩車共存道路における車両通行幅員や交通運用等、警察や周辺住民等との協議・調整が必要となる。 ※3 歩道幅員の確保や障害物（植樹柵等）の撤去については、地元住民の理解や協力等の個別対応も必要になる。																		
事業実施位置図																		